

令和7年度 高山市立久々野中学校いじめ防止基本方針

令和7年4月1日

はじめに

高山市では、平成18年11月20日に児童代表や生徒会が中心となって「ストップ！いじめ宣言」が採択され、学校としても児童（生徒）の内発的喚起を促しながらいじめ問題に立ち向かってきた経緯がある。

本校においても生徒および学校職員、地域の方々のいじめ撲滅への願いは強く、「いじめは絶対に許さない」と捉えつつも「いつ、誰にでも起こり得ること」として広い視野でいじめと向き合い、いじめから逃げずに日々の教育活動を行っている。また、本校生徒は毎年実施している「ひびき合い集会」から「久々野中ストップ！いじめ宣言」を作成し、さらにいじめ撲滅の願いを高めてきた。

ここに定める「久々野中学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な捉え、考え方

（1）定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（2）基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの生徒にも起こり得る」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

（3）学校の構え

- ・上記の基本認識の下、全ての教職員がいじめの芽を摘むために一致協力した組織的な指導体制により生徒の理解と対応をする。
- ・生徒の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、生徒を守る。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、徹底する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、どの生徒も大切にす教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

(4) 本年度の生徒指導の重点

- ・誰もが安心・安全に生活できる基本的な生活習慣を身に付けさせる。
- ・違いを受け入れ、集団の一員として共に高め合える人間関係を構築させる。
- ・自他の考えを共有し、自主的に動ける集団を育成する。

2 いじめの未然防止のための取組 (自己有用感を高める)

(1) 魅力ある学級・学校づくり(規範意識・主体性・自治力等を育成する指導 等)

- ・全ての生徒が大切な学級の一員であり、どの生徒も仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、よさを認め合う学級経営・教科経営を充実する。
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動、生徒会活動等で適時取り上げ、生徒が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ・教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。
- ・生徒が相談したい人を教職員、保健相談員、スクールカウンセラー、図書館指導員の中から指名し、相談できる体制を整える。

(2) 「わかる・できる授業」の推進

- ・全ての生徒が、主体的に活動し、互いに認め合う中で、「わかった、できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。
- ・「わからない」「できない」という生徒が仲間に質問し、互いに学び合える授業を仕組む。
- ・授業場面において、挙手している生徒の指名のみならず、挙手がない生徒の表情を見逃さず、意図的指名を通して広くその思考を捉え、理解して授業を進める。
- ・学習グループによる活動においては、どの生徒にもねらいとする活動が保障されるよう留意する。

(3) 生命や人権を大切にする指導(豊かな心の育成)

- ・様々な人と関わり合っ社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。(福祉体験活動)
- ・教育活動全体を通じて、どの生徒にも命を大切にす心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることをするための「認識力」「行動力」「自己啓発力」「問題解決力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。
- ・SOSの出し方に関する教育、こころの健康の保持に関わる教育を推進する。

(4) 全ての教育活動を通した指導(自己指導能力の育成)

- ・教育活動全体を通じて、以下の3点を留意した指導を充実する。

- ① 生徒に自己存在感を与える。
- ② 共感的な人間関係を育成する。
- ③ 自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助する。

(5) 「郷土教育」の充実

- ・地域の方との交流や地域への貢献活動等を積極的に位置づけ、地域の方との心のふれあいを大切にし、達成感や貢献感を味わえるようにする。

(6) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。(ネットいじめについての研修授業の実施)
- ・インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、生徒会が計画・運営する生徒間の話し合いや、保護者や地域の方も交えた交流会等、自治的な活動を充実する。

(7) 学校運営協議会との連携

- ・学校運営協議会において、各学校のいじめ未然防止における取組や課題等を共有し、学校と地域が連携していじめの未然防止に努める意識を高める。

③ いじめの早期発見・早期対応

(1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応のために日常的な声かけ、生活記録、チェックシートの活用、定期的なアンケート(記名式・無記名式)等の実施。
- ・上記の多様な方法で生徒のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。
- ・年間3回の県いじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「いじめ未然防止・対策委員会」(「4 いじめ未然防止・対策委員会の設置」参照)で学校の状況等を確認し、対策を検討する。
- ・学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーや相談員の役割を明確にし、協力体制を整える。
- ・ハイパーQUTテストを活用し、学級の間人間関係に関わる不安を感じる生徒を探り、支援体制を整える。

(2) 教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切にして教育相談を進める。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築くため、日頃から生徒理解に努める。
- ・問題発生時においては、危機意識をもって「大丈夫だろう」と安易に考えず、問

題が深刻になる前に早期に対応できるよう、生徒の相談に当たる。

- ・生徒の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

(3) 教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、毎月の生徒理解研の他、必要に応じて適宜職員研修を行い、「いじめ防止 これだけは！」「教育相談 これだけは！」といった各種啓発資料等を活用し、対応マニュアルを見直して、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、実践につながる校内研修を充実する。
- ・いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行う。

(4) 保護者との連携

- ・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身になって行う。
- ・その指導の中で、いじめた側の生徒にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、いじめる生徒自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。
- ・いじめの問題がこじれたりすることがないように、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、生徒の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。
- ・学校運営協議会で地域としていじめの芽を摘むアンテナを持つ。

(5) 関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から市教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校運営協議会、保護者代表等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ・いじめの未然防止，早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため，また，重大事態の調査を行う組織として，以下の委員により構成される「いじめ防止・対策委員会」を設置する。

学校職員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、教育相談主任、養護教諭（保健主事、特支 Co 等）
 学校職員以外：保護者代表、学校運営協議会、スクールカウンセラー（外部指導者）

5 いじめ未然防止，早期発見・早期対応の年間計画

月	取組内容（例）	備考
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校だより，Web ページ等による「方針」等の発信 ・職員研修会の実施（「方針」，前年度のいじめの実態と対応等） ・高山市いじめ問題対策協議会における取組を全職員で共有 ・PTA総会で「方針」説明（保護者向けネットいじめ研修を含む） ・生活アンケート（いじめ・教育相談）実施（以後毎月） 	「方針」の確認 ※校内生徒理解研修会は4月当初から毎週木曜日に実施
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（外部専門家も含む） ・教育相談の実施 ・ハイパーQUテストの実施 ・生活アンケート（いじめ・教育相談）実施 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・ハイパーQUテストの分析による対応 ・全校でのいじめ防止対策の取組 ・学校運営協議会等で「方針」説明 ・生活アンケート（いじめ・教育相談）実施 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回「教職員取組評価（学校評価）アンケート」（対策等の見直し） ・生徒向けネットいじめ研修① ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 ・職員会（夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） ・生活アンケート（いじめ・教育相談）実施 	第1回県いじめ調査
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修会（ネットいじめも含めた研修会・教育相談研修会） ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（取組の評価） ・生活アンケート（いじめ・教育相談）実施，教育相談の実施 	夏季休業中の指導
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校だよりによる取組の見直し等の公表 ・高山市いじめ問題対策協議会での中間研究を全職員で共有 ・生活アンケート（いじめ・教育相談）実施 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒理解研（いじめ防止対策の取組についての中間交流） ・ハイパーQUテストの実施 ・生活アンケート（いじめ・教育相談）実施 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・ハイパーQUテストの分析による対応 ・「ひびきあいの日」に向けた取組（全校でのいじめ防止対策の取組） ・生活アンケート（いじめ・教育相談）実施 ・学校運営協議会 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひびきあいの日」（生徒会のいじめ防止対策の発表） 	冬季休業中の指導

	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒向けネットいじめ研修② ・第2回「教職員の取組評価（学校評価）アンケート」（次年度に向けて） ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（いじめ防止対策の取組についての中間交流） ・生活アンケート（いじめ・教育相談）実施 	第2回県いじめ調査
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会（冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） ・教職員による次年度の取組計画 ・生活アンケート（いじめ・教育相談）実施，教育相談の実施 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒会の取組のまとめ ・第2回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（外部専門家も含む。本年度のまとめ及び来年度の計画立案） ・学校運営協議会 ・生活アンケート（いじめ・教育相談）実施 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回「教職員の取組評価アンケート」（1年間の評価） ・学校だより等による次年度の取組等の説明 	第3回県いじめ調査(国の調査を兼ねる)次年度への引き継ぎ

6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- ・「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し，事実確認や情報収集，保護者との連携等，役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめのきっかけの段階に敏感になり，生徒の休み時間等の過ごし方を把握して，いじめの芽等を見つけたら，いじめる側と学校生活の在り方を考えていく。
- ・兆候を把握したら，**速やかに情報共有**し，組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。

法：第23条第1項

学校の職員は速やかに、学校いじめ対策組織にいじめに関わる情報を報告し、組織的な対応につなげなければならない。

- ・いじめの事実の確認，或いは疑いがある場合には，いじめを受けた（疑いがある）生徒の気持ちに寄り添い，安全を確保しつつ組織的に情報を収集し，迅速に対応する。
- ・いじめに関する事実が認められた場合，教育委員会に報告するとともに，いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し，家庭と連携しながら生徒への指導に当たる。
- ・保護者との連携の下，謝罪の指導を行う中で，いじめた生徒が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに，いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め，自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた生徒に対しては，保護者と連携しつつ生徒を見守り，心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに，二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。

【大まかな対応】

- ① いじめの訴え，情報，兆候の察知。
- ② 管理職等への報告と対応方針の決定。

- ③ 事実関係の丁寧で確実な把握（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る）
 - ④ いじめを受けた側の生徒のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
 - ⑤ いじめた側の生徒への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
 - ⑥ 保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめた側の生徒及び保護者への謝罪を含む）
 - ⑦ 関係機関との連携（市教育委員会への報告、警察や子ども相談センター等との連携、PTA会長、学校運営協議会会長との連携）
※いじめと認知した事案についてはすべて市教育委員会に報告する。
 - ⑧ 経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）
 - ⑨ いじめを見聞きしていた周りの生徒への指導
- 注）番号は対応順序ではない。適宜多方面に向けて対応する。

（２）「重大事態」と判断された時の対応

- ・ いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

〔主な対応〕

- ・ **市教育委員会へ「第一報」**を速やかに報告する。
- ・ 当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、市教育委員会の指導の下に、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・ 上記調査を行った場合は、調査結果について、市教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

（３）いじめの「解消」の定義

- ・ いじめの行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（**少なくとも3ヶ月を目安**）であるため、相当の期間が経過するまでは、被害、加害生徒の様子を含め状況を中止し、期間が経過した段階で判断を行う。
- ・ いじめに関わる行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒いじめ行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

7 学校評価における留意事項

- ・ いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
- ① いじめの早期発見の取組に関すること。

② いじめの再発を防止するための取組に関すること。

8 個人情報等の取扱い

○ 個人調査（アンケート等）について

- ・ いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となることから、**5年間保存**する。（方針に明記しない場合においても、学校の内規として明確に定めておく。）